

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 8 月 15 日

にしとさすさき営農組合
組合長 上崎 保

1 入札に付する事項

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| (1) 事業主 | にしとさすさき営農組合 組合長 上崎 保 |
| (2) 事業の名称 | にしとさすさき営農組合田植機・乾燥機導入事業 |
| (3) 内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (4) 納期 | 契約締結の日から令和 8 年 1 月 31 日まで |
| (5) 納品場所 | 四万十市西土佐須崎 333-6（にしとさすさき営農組合倉庫） |
| (6) 予定価格の設定 | 有 |
| (7) 最低制限価格の設定 | 無 |
| (8) 入札保証金 | 免除 |

2 入札参加資格要件

以下に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 のいずれにも該当しない者
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者
- (3) 公告の日から開札の日までの期間に、国、高知県、四万十市から指名停止等の措置を受けていない者
- (4) 商法の規定に基づく整理開始の申し立て、若しくは通告の事実がない者
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産の申し立てがなされていない者
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した場合は、更正手続きが完了している者
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した場合は、再生手続きが完了している者
- (8) 手形交換所による取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から 2 年を経過している者又は 6 か月以内に手形若しくは小切手を不渡りとしていない者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）による暴力団又は暴力団員に該当しない者

3 入札参加資格の審査申請等

- (1) 本入札参加希望者は、入札参加資格を有することの審査を受けるため、(2)に示す必要書類を項番 4 に指定する日時までに提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格審査申請に必要な書類

- ア 一般競争入札参加資格審査申請書（※必須）
- イ 契約に係る指名停止等に関する申立書（※必須）
- ウ 納税証明書（国税・都道府県税・市区町村税。写し可）
- エ 法人の場合は、商業登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの。写し可。）
- オ 法人の場合は、決算報告書（直近のもの。写し可。）
- カ 個人の場合は、身分証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの。写し可。）
- キ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

※ 上記ウ～キについて、令和6・7年度競争入札参加資格審査申請時に既に四万十市に提出している場合は、今回の提出を省略することができる。

4 申請書等の交付・受付場所及び期間

- (1) 場所 〒787-1616 高知県四万十市西土佐須崎 195 にしとさすさき営農組合
 - (2) 期間 公告の日から令和7年8月22日（金）17時まで
- （注1）申請書の提出方法は、郵送を可とするが、期間内に必着のこと。

5 入札及び開札

- (1) 入札日時 令和7年8月28日（木）10時
- (2) 入札会場 〒787-1601 高知県四万十市西土佐江川崎 2445-2
四万十市西土佐総合支所1階小会議室

6 入札の辞退

入札を辞退する場合は、開札日時までに入札辞退届を提出するものとする。

7 入札金額

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 予定価格の制限の範囲内での入札がないときは再度の入札を行う。ただし、再度の入札回数は2回（初度を含めて3回）までとする。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 本人又はその代理人が同一の入札について2以上の入札をしたとき。
- (3) 他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。
- (4) 入札書の金額を訂正したとき又は未記入のとき。

- (5) 入札書に記名、入札案件名及び証印が誤脱し、又は確認できないとき。
- (6) 入札に際して不正の行為があったと認められるとき。
- (7) 代理人が委任状を持参しないで入札をしたとき。
- (8) 所定の入札箱に投かんしなかったとき。
- (9) 執行中以外の入札に係るものを投かんしたとき。
- (10) その他入札に関する条件に違反したとき。

9 落札者決定の方法

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」によって落札者を決定する。

10 その他

- (1) 項番3の入札参加資格審査申請書を提出した者が1者の場合でも入札を行う。
- (2) 入札参加者は、あらかじめ入札公告及び仕様書を承知すること。
- (3) この入札において提出された申請書等は返却しない。また、提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
- (4) 申請書等及び追加書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (5) 提出書類に虚偽のあった場合は、契約を解除する。
- (6) 仕様書等について質疑がある場合は書面又は電話にて説明を求めることができる。

11 問合せ先

名 称	にしとさすさき営農組合
住 所	〒787-1616 高知県四万十市西土佐須崎 195
電 話	090-1000-5217